



## 結核定期健康診断の実施と当センターへの報告をお願いします

結核の早期発見・早期治療につなげるため、下表の義務者は定期的結核健康診断を行うこととされています。  
(感染症の予防及び感染症の患者に関する法律 第53条の2)

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者	学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者	毎年度
2 学校の長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校の学生または生徒	入学した年度
3 施設の長	老人福祉法、障害者自立支援法に規定されている施設の従事者と65歳以上の入所者	毎年度
4 市町村長	上記1～3の対象者以外で65歳以上の者 その他必要があると認める者	毎年度 市町村が定める定期

また、定期健康診断を行った時は、**各月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに当センターへ報告**して下さい。(同法施行規則 第27条の5) **※報告様式は添付**

## 麻疹および風しん定期予防接種の受診勧奨をお願いします

麻疹ウィルスはたいへん感染力が強く、主に空気感染、飛沫感染により免疫がない方が感染するとほぼ100%発症します。予防接種は個人の予防だけでなく、日本から麻疹を根絶するため大変重要です。

学校においては、『学校における麻疹対策ガイドライン』により、**4月から6月までの3か月間に特に積極的に勧奨**をお願いします。※対象者：中学1年生相当の者(平成11年4月2日～平成12年4月1日生)、高校3年生相当の者(平成6年4月2日～平成7年4月1日生)

### 麻疹を診療される医師へのご案内

- 1 遺伝子検査(PCR検査)を全例に実施しますので、検体(咽頭ぬぐい液、血液、尿)を早期に確保くださるようお願いいたします。
- 2 麻疹と診断した場合は、24時間以内に当センターへ届け出ください。
- 3 福井県小児科医会が麻疹診断に関するアドバイザーを設置しました。麻疹を疑う症例の診断にあたり、積極的にご相談ください。**※アドバイザー一覧を添付**



## がん検診受診率50%をめざして！

昨年行った「がん検診に関する調査」から、**がん検診を受けない若狭地域住民の特徴**として、①検診の対象年齢を知らない、②症状がなければ受けなくてもよいと思っている、という傾向が浮き彫りになりました。そこで、

**“40歳からはだれもががん検診の対象者です”**

**“症状がないから受けてよ がん検診”**

というキャッチフレーズを管内共通で使い、受診勧奨をしています。平成24年度 集団検診日程表(若狭地域)を添付しますので、対象年齢の方に受診を勧めていただくようお願いいたします。

### 福井県感染症発生動向調査速報 (9週 2/27～13週 4/1)

2類 結核	14名
3類 腸管出血性大腸菌感染症	1名
4類 レジオネラ症	3名
5類 急性脳炎	1名
※若狭管内の発生なし	

担当 地域保健課 玉井、齋藤  
TEL : 0770-52-1300  
FAX : 0770-52-1058  
MAIL : [w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp](mailto:w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp)